

申請に対する処分個別票

所管局担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	アクティオ株式会社 (芸術創造館指定管理者)
処分の名称	大阪市立芸術創造館の使用許可
概要	芸術創造館の使用の可否にかかる審査基準です。
根拠法令等 及び条項	大阪市立芸術創造館条例第6条・7条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>使用許可の審査基準は、条例第6条及び第7条に基づき、具体内容を「大阪市立芸術創造館における使用許可の制限及び使用許可の取消し等に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。</p> <p>◎ 創造館の施設を使用される場合には、指定管理者の許可を受ける必要があります。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用をお断りすることがあります。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。なお、「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。</p> <p>① 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ② 麻薬、覚醒剤などを持ち込む場合 ③ 公然とわいせつな行為を行う場合 ④ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。なお、「損傷」とは、物理的に物を破損することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含まれます。</p> <p>① 不適切な取扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ② 旗竿などを振り回して、壁、照明器具などを損傷するおそれがある場合 ③ 大量にスプレー等を使用し、建物などを損傷するおそれがある場合 ④ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。なお、「管理上の支障」とは使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>① 葬儀、告別式その他一般使用者においてけん忌するものと認められる場合 ② 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき ③ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ④ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ⑤ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためその結果（抽選、先着順等）として許可できない場合 ⑥ 条例第2条に掲げる目的の達成に向けて行う事業のうち、大阪市の主催事業として行う事業のために、その他の催事の使用が許可できない場合 ⑦ 振動または騒音を引き起こすものを持ち込み、他の利用者に着しい影響があると認められる場合 ⑧ 火気の使用及びびろうそくやクラッカー等を含む可燃物を持ち込む場合 ⑨ 公序良俗に反するような服装・立ち居振る舞いを集団で行う場合 ⑩ その他管理上支障がある場合</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき 暴力団、その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不正行為等を行うことを助長することがある団体をいう。</p> <p>(5) その他所管部局が不相当と認めるとき</p> <p>① 条例第8条・第9条によって使用許可の取消しや入館制限を受けた人・団体が申し込む場合 ② 利用案内等に記載している事項や指定管理者の指示に従わない場合 ③ 抽選規定に違反し、不当な手段(2名以上での申し込み、権利譲渡等)で使用権利を取得した場合</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実状に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	5日
経由日数	なし
提出先	芸術創造館
提出時期	随時
提出方法	芸術創造館利用申込書、利用料金を芸術創造館窓口へ提出してください。
手数料	なし。施設の利用料金は使用内容によって異なります。
相談窓口	芸術創造館
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenrvaku/page/0000515668.html
備考	